

我孫子市庶務事務システム仕様書

1 基本事項

(1) 総則

我孫子市庶務事務システム仕様書は、本市が構築する庶務事務システムに求める機能等の要求事項を取りまとめたものである。受注者は、本仕様書に基づき、庶務事務システムの構築、運用及び保守のサービスを本市へ提供することとする。

(2) 業務内容

① 庶務事務システム構築業務

- ・ 打合せ協議に係る資料の準備・収集・整理、議事録作成、設計業務
- ・ パッケージソフト等の設定
- ・ システム構築
- ・ システムサーバの設定・構築（物理サーバで構築の場合は設置を含む。）
- ・ 職員に対するシステム操作研修
- ・ その他本システム構築に必要な作業

② 庶務事務システム運用・保守管理業務

- ・ システム運用管理
- ・ 障害対応
- ・ ソフトウェア、アプリケーション、ハードウェア保守
- ・ その他本システムの運用・保守に必要な作業

(3) スケジュール

業務の特性や繁忙期、職員の負担等を考慮した上で、最も効果的で確実なスケジュールを策定すること。

令和4年7月 : 契約



- ・ システム設計等
- ・ 構築
- ・ 研修等

令和5年4月1日 : システム本稼働

(4) 成果物

成果物として、以下のものを本市へ納品すること。

① 庶務事務システム

- ② システム機能仕様書
- ③ システム設計書
- ④ 運用テスト計画書
- ⑤ 操作マニュアル
- ⑥ 研修用資料
- ⑦ システム稼働に必要な新たなハードウェア（必要な場合のみ）
- ⑧ その他必要と思われる資料

※上記のうち書類関係は、書面及びCD-R（正・副2部）を納品すること。

2 構築業務条件

(1) 事業者の条件

① 導入実績

我孫子市と同等以上規模の地方公共団体への導入実績を有する、信頼性の高いシステムであること。

地方公共団体向けに設計・開発したパッケージの使用を前提とし、帳票等の名称、様式の変更を含めて必要最低限のカスタマイズで利用できること。

② 法令対応

各システムは運用上必要な現行の各法令等に対応していること。また、導入後の法改正等があった場合には、これに対処できること。

(2) 実施条件

① システムの構築・導入においては、業務に精通したSEが対応し、本市担当課職員及び情報部門担当職員との十分な協議を行った上で行うこと。

② 打合せ・協議等の際には、議事録を作成し、本市の承認を受けること。

③ 本市からの問合せ等に対しては、迅速かつ適切な回答を行うこと。また、要望等には誠実に対応すること。

④ 本業務の遂行に要する諸経費（設備費・人件費・消耗品費・通信運搬費等）については、全て本業務の契約金額に含むものとする。

(3) 契約不適合責任

本市が承認した事業者が作成した成果物と仕様書に不一致が発見された場合は、本市関係職員と協議の上、事業者は無償で是正措置を行うこと。

なお、契約不適合責任期間は契約期間満了日までとする。

(4) 機密保護

本市から知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本システムの提案、構築、保守の目的以外に使用せず、事業終了後も機密として保持し、第三者に開示も

しくは漏洩しないよう必要な措置をとること。

また、個人情報の取扱いに当たっては、我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他関係法令等を遵守すること。

(5) 業務の引継ぎ

本業務の契約期間の満了、全部又は一部の解除その他契約の終了の際には、事由の如何を問わず、事業者は、本市が本業務を継続できるよう誠意をもって協力すること。

本業務の終了後、本市の指示に従い業務引継ぎに必要なデータの抽出に係る経費については別途契約するものとする。

3 導入要件

(1) 前提条件

① システムの形態等

システムの形態はオンプレミスによる Web 型及び C/S 型、または LGWAN-ASP 等を想定している。その他のクラウド方式での運用（共同利用を含む。）の場合、専用線に対応すること。

② 本市の環境

庁内にサーバを設置する場合、設置場所は原則本庁舎の仮想基盤（VMWare）とし、クライアントとの接続は既設の庁内 LAN による。なお、仮想基盤上への構築の可否については、契約時または要件定義時などにおいて、本市と協議の上決定する。

仮想基盤ソフトウェア名

- ・Vmware vSphere

対応 OS

- ・Windows Server 2016 Standard
- ・Windows Server 2019 Standard

※各種 Linux の利用も可能だが OS はベンダーが用意すること。

制約事項

- ・OracleDB を使用したシステムをオンプレミスで導入する場合、本仮想基盤は利用できない。

(2) 基本方針

導入するシステムの方針については、以下のとおりとする。

- ① ノンカスタマイズのパッケージソフトの利用を基本とし、カスタマイズが必要になる場合は、最小限にとどめ運用保守経費を低減すること。
- ② 自治体間で業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、カスタマイズを行わずに運用することができること。
- ③ パッケージの標準機能にない機能を補完するために別のソフトウェア、ツール等を組み合わせることを可とするが、操作性等を十分に考慮すること。
- ④ 操作性がよく、EUC 機能の充実など汎用性が高いこと。
- ⑤ 出力帳票は、A4 版出力を基本とし、出力前にプレビュー表示ができること。
- ⑥ 稼働後の軽微な帳票修正に対して、費用を発生させない仕組みを有すること。
- ⑦ 容易な操作により事務が執行でき、各業務においてデータベース上に蓄積された情報については、特別な知識がなくても情報の検索や表計算ソフト等に加工ができる状態で抽出ができる仕組みを有すること。
- ⑧ 人事院勧告や労働基準法改正等の制度改正にも即時対応すること。
- ⑨ 随時、機能強化・バージョンアップ等が予定され、陳腐化対策が図られていること。
- ⑩ オンプレミスにより庁内にサーバを設置する場合は、原則、既設の仮想基盤に構築すること。仮想基盤での構築が不可能な場合は、サーバ等必要な機器及びライセンス等を積算に含めること。
- ⑪ リレーショナルデータベースソフトが選択できる場合は、仮想基盤における導入運用経費の増大が懸念される OracleDB は採用せず、他のソフトウェアを検討すること。

(3) 機能要件

「我孫子市庶務事務システムの調達に係る提案依頼書 様式 6 機能一覧」を参照すること。

なお、機能一覧の必要性欄に「必須」がある機能は必ず実装すること。

(4) データ連携

本市の人事給与システム（両備システムズ製公開羅針盤＋C）との職員情報、科目情報、休暇情報及び時間外情報等の連携に対応すること。

(5) システム規模等

システムを利用する職員数

職員区分	職員数	備考
一般職員	約850人	特別職を含む。
再任用職員	約50人	フルタイム、短時間の双方。
会計年度任用職員	約900人	
合計	約1,800人	

※本市の職員数・業務量に見合うサーバとすること。

※上記職員数については、令和4年4月1日の情報であり、システム規模を判断するための参考指標とする。

(6) バックアップ

自動で、日々のシステム及びデータのバックアップを行うこと。また、データのバックアップについては世代管理を行うこと。

仮想基盤にシステムを構築する場合は、市から提供したデータのバックアップ及び3世代管理までの機能を利用して行うこと。

(7) 信頼性

- ① 本番稼働後のシステム変更、システム機能追加やバージョンアップ時には、本番環境以外で十分にテストできる環境を有すること。
- ② データの暗号化、アクセス制限、操作ログの取得等、データが第三者から閲覧されないような対策を講じること。

(8) 研修

システム操作研修資料を提供すること。

4 保守・運用要件

運用保守支援の範囲は、導入システム等の本提案によって調達した全てのシステムを対象とし、セキュリティに関する事項も含むこと。

(1) 基本要件

円滑なシステムの稼働を確保するために必要な機能修正や変更等の保守管理作業を行うこと。なお、大幅な制度改正等によるシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。

(2) 障害対応

障害発生時には、速やかに対応し、迅速に復旧させること。また、復旧後は障

害の原因について職員に説明し、対策を協議すること。

(3) サポート体制

職員からの問合せ・質問等については速やかに対応すること。問合せの受付時間は、本庁開庁日の9時から17時までを基本とすること。

(4) マニュアルの整備

マニュアルについては、随時改定し、常に最新の状態を保持すること。

5 ハードウェア等セキュリティ要件（クラウド型提案の場合）

(1) セキュリティ

- ① データセンター及びデータセンター内のサーバ等設置室の出入りは権限を持つ者のみに限り、ICカードや生体認証等による認証を行うこと。
- ② データセンター及びサーバ等設置室の出入口は、常に監視・記録されていること。
- ③ 当市が利用するラックについては、関係者以外の者が操作できないよう、施錠等の措置が講じられていること。

(2) 災害対策

地震、水害、火災、停電等の災害対策が行われていること。

6 その他

本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じたときは速やかに本市と協議することとする。